

アシハセ・肅慎考

若月義小

はじめに

近年、『日本書紀』に見える肅慎の訓はミシハセではなくアシハセであることが確定的になったといつてよい。^①しかし肅慎の訓としてはなおミシハセが通用しているのが現状といえよう。^②

本稿では、まずアシハセの意味について基本的検討を試み、この面からも肅慎の訓はアシハセが正しいことを裏付けたい。その上でアシハセと中国典籍に基づく肅慎（シユクシン）とが結び付けられた理由、及び政治的背景とその時期について考察してみたい。

その場合、問題をヤマトの支配者集団の意識・思考のレベルの事として論じるので実際のアシハセ・肅慎の種族・民族系統の具体的検討は、ここでは原則として行わないことにするが、本稿の方法によってもその点についてある程度の見通しは得られるであろう。

そして最後に八世紀になるとアシハセと結び付いていた肅慎が鞮鞞に代わる事実、しかしアシハセが鞮鞞として姿を現すことは最早なかった事実についても説明を試みたい。

これまでの研究ではミシハセもしくはアシハセの意味はほとんど問う

ことなく、中国古典の伝説上の肅慎を蝦夷とは異なる列島北部の異民族^③もしくは蝦夷の一種^④、更にはそれとは実体を異にする大陸沿海地方の異民族^⑤にも適用したという原則を欠いた判断が漠然と通用してきたにすぎないように思われる。まず文献史学の初歩に戻って一試考を草する所以である。^⑥

付記 本稿は『斉明紀』の史料批判の一環としての『斉明紀』の阿倍臣北征記事の史料批判の一部をなすものである。

一 アシハセの意味 — 『欽明紀』の肅慎人をめぐって —

ここでは『欽明紀』五年のアシハセ・肅慎の初見記事に即してアシハセの意味を検討してみたい。

「[1]十二月、越国言、於佐渡嶋北御名部之碕岸、有肅慎人、乘一船舶而淹留、春夏捕魚充食。彼嶋之人言非人也。亦言鬼魅不敢近之。嶋東禹武邑人採拾椎子、為欲熟喫。着灰裏炮。其皮甲化成二人。飛騰火上、一尺余許。経時相闘。邑人深以為異、取置於庭。亦如前飛、相關不已。有人占云、是邑人、必為魅鬼所迷惑。不久如言、被其抄

掠。於是、肅慎人移就瀨波河浦。浦神嚴忌。人不敢近。渴飲其水、死者且半。骨積於巖岫。俗呼肅慎隈也。

この記事は越からの現地報告に基づく記録を採用したものと考えられる。傍線部のように説話化した部分が認められることや地名由来的要素がふくまれることから、この記事には『風土記』に採用されても不自然ではないような性質があるといえよう。確かに年次まででは信頼できず、越地域におけるヤマト国家の地方機関としてのミヤケの設置状況から判断して、この記事の原資料の成立は七世紀前期までしか溯らない蓋然性が高いと思われる。しかしそのように見るならば、この記事にはミヤケ所属のフミヒト(史)等の報告記録に基づく一定の史実が踏まえられていると考えることはできよう。「1」には「肅慎人」の表記が二例認められるが、これは原型を留めるものとして注意しなければならない。古訓には「アシハセノヒト」(北野神社所蔵本第三類)とあり、同様に『天武紀』五年十一月是月条、『持統紀』八年正月丁未条(後文参照)の「肅慎」の古訓は「アシハセヒト」(北野神社所蔵本第二類)とある。要するにアシハセヒト・肅慎人が古い形であり、アシハセ・肅慎はその縮約されたより新しい形と考えられる。

アシハセヒトというのは異人に遭遇した現地人、すなわち「佐渡嶋」の人の命名であろう。彼らは特に蝦夷とはされておらずいわゆる「倭人」に他なるまい。すなわちアシハセヒトは倭語であることに疑う余地はないのである。そこで問題となるのは、まずアシハセヒトの意味の解釈であり、次にそれが肅慎と結び付く要素の有無である。以下順次検討してみよう。

アシハセヒトが倭語であるとすると、その意味の解釈はそれほど難しくはないであろう。アシは「悪し」であって、大まかにいえば、この言葉には、①不快、拙劣、醜悪、卑賤、②性質が荒々しいといった二つの意味がある。次にハセヒトは「馳せ人」であろう。ちなみに古代における類似の用例として丈部の訓ハセツカイベ↓ハセツカベがある。

要するにアシハセヒトとは「性質が荒々しい(何処からか)馳せ来る人達」と解釈できる。「1」の「乗一船舶而淹留、春夏捕魚充食」という特徴的習俗により敷衍すれば、アシハセヒトは海の彼方から「船舶」で馳せ来る異人ということになる。

「性質が荒々しい」という点も「1」の「被其抄掠」と照応している。それは『神代紀』上の「暴悪」の訓アラクアシキとも通じるものがある。この意味では、アシハセを名とする例が八世紀の史料には認められるようにエミシと共通する古代の男子の名前に相応しい性質があるといえる。アシハセヒトはまた「彼嶋之人言非人也。亦言鬼魅不敢近之」というように「鬼魅」(オニ)―「人にたたりをする見慣れない異人」とも表現されているが、これはアシ(悪し)のもう一つの意味、不快・醜悪のニュアンスもアシハセヒトには加わっていることを示している。

しかしながら、アシハセヒトが越の海の彼方の何処から船で馳せ来るのかは不明なのであり、またエミシとは別種であることは判断できても、この段階においては蝦夷より北方の異人といった想定は決して出てこないものである。この点を曖昧にしてはならない。

従って、そうしたアシハセヒトが、ヤマトの支配者集団によって、『国語』巻第五、魯語下などの中国古典に見える「肅慎氏」と漠然と結

び付けられる要素は乏しいといわざるをえないのである。

以上の検討をふまえて大局的見通しを述べれば、まず現地の倭人が佐渡もしくはその近辺に船で出沒（それほど頻繁にはあるまい）する異人をアシハセヒトと通称していた時期があり、それが後にはしだいに固有名詞化していったと考えるべきであろう。そうした推移はおよそ七世紀前期に想定される（更に八世紀になるとアシハセという縮約された形で鞅鞅と結び付くことになる。後文参照）。

当初の記録ではアシハセヒトを字音表記したか、もしくは「悪馳人」のように表記していたと見るのが穏当であろう。「1」の肅慎人という表記は元の記録のアシハセ人・「悪馳人」のアシハセを肅慎と書き換えた名残ではあるまいか。中国典籍には当然ながら肅慎人といった表記は認められないのであつて、そこでは「肅慎氏」とするのが古い形であつた。

それではアシハセヒトと肅慎とはいかにして結び付けられたのであろうか。またその時期や政治的動機・背景はどのように考えられるのであろうか。これらは漠然と処理することのできない文献史学の基本問題といえるが、従来の研究では正面から取り上げられていたとはいえない。次にこの点について検討してみたい。

二 アシハセと肅慎の結合

1 『斉明紀』の肅慎関係記事の検討——肅慎「朝貢」をめぐる——

いうまでもなく『欽明紀』の次に肅慎の記事を集中的に載せるのは

『斉明紀』である。ここで本稿に関わるその必要部分を掲げると以下のようになる。

『斉明紀』四年是歲条

〔2〕越国守阿倍引田臣比羅夫、討肅慎、献生羆二・羆皮七十枚。

同五年三月是月条

〔3〕或本云、阿倍引田臣比羅夫、与肅慎戰而帰、献虜四十九人。

同六年三月条

〔4〕遣阿倍臣爾名、率船師二百艘、伐肅慎国。肅慎船師多来、将殺

我等（渡嶋蝦夷）、船二十余艘、肅慎、乃陳船師、繫羽於木、萃而為旗。齊棹近来停於浅処。阿倍臣遣数船使喚。不肯来、復於弊

賂弁嶋。食頃乞和。遂不肯聽。弊賂弁嶋、度嶋之別也。掘己柵戰。于時

能登臣馬身龍為敵被殺。猶戰未倦之間、賊破殺己妻子。

同六年五月条

〔5〕又阿倍引田臣爾名、献夷五十余。又於石上池边作須弥山。高如廟塔。以饗肅慎四十七人。

〔4〕は『欽明紀』以来のアシハセヒトに関する具体的内容をもち、かつそれは格段に詳細である。アシハセヒトの「海蛮」としての習俗も両者相照応している。『斉明紀』の記事構成によれば、〔5〕はそれに続く一連の出来事として読み取れる。〔2〕と〔3〕が〔5〕に一括される内容であることは坂本太郎の指摘したとおりであろう。

「阿倍臣爾名」の率いる「船師二百艘」が、「己妻子」をも連れ「船二十余艘」で「弊賂弁嶋」（度嶋之別也）＝渡嶋蝦夷の住域である「渡嶋」の一部であつて、肅慎の地ではない（）に外部（これを道北、もしくはは

サハリン南部の「オホーツク文化人」とする根拠は何もない)から侵入して「己柵」を築いて防衛を固めていた肅慎を打ち破り、肅慎は俘虜になることを恐れて「己妻子」を自らの手で殺した。「阿倍臣闕名」は略奪品としての「生熊二・熊皮七十枚」と「虜四十九人」を献上したので、斉明朝は彼らを蕃夷に仕立てて饗応の儀式に駆り出した。およそそのようなことになる。

「5」の背景にはこうした尋常ならざる事態があったというわけである(『斉明紀』はそれを「伐肅慎国」としている。しかしこうした表現が上記のような本文の内容と齟齬していることは明白である)。肅慎からすれば屈辱的な歴史が刻まれたことになる。『斉明紀』の他の蕃夷「朝貢」の事例とも隔絶しており異質である。

さて、「5」はアシハセヒト「朝貢」の初見記事であり、六六〇年五月にヤマトの支配者集団は初めてアシハセヒトを実見したのである。結論的にいえば、この「朝貢」がアシハセヒトを肅慎と表記する直接的契機となっていると考えられる。

そこでこうした儀式そのものが斉明朝における蕃夷の創出の一環であったことに改めて着目しなければならない。『斉明紀』によると、靺鞨人、陸奥蝦夷・越蝦夷にも同様の儀式が行われている。

『斉明紀』三年七月己丑・辛丑条。

「6」靺鞨遼国男二人女四人、漂泊于筑紫。言、臣等初漂泊于海見嶋。

乃以駅召。

「7」作須弥山於飛鳥寺西。且設孟蘭盆会。暮饗靺鞨人。或本云、陸羅

人。

同五年三月甲午条。

「8」甘樞丘東之川上、造須弥山、而饗陸奥与越蝦夷。

「5」はそれらに続く一連のものといえる。「6」は偶然的要素が大きいのであるが、「8」と「5」は一年毎の連続的企画に基づくものと見てよいであろう。「8」は討伐による俘虜の献上といった事態を前提としていない。そうではなくて陸奥蝦夷・越蝦夷に対する「招慰」に応じた「朝貢」(「10」を参照)への返礼として行われていると理解される。「5」を「阿倍臣闕名」の北征記事と切り離してよいとすると、この基調は「5」にも一貫性があるのではないかと考えられる。

以上の他、耽羅国の「朝貢」に関する記事も加えてよいであろう。

『斉明紀』七年五月丁巳条

「9」耽羅始遣王子阿波伎等貢獻。

同条所引「伊吉連博徳書」

「10」…僅到耽羅之嶋。便即招慰嶋人王子阿波伎等九人、同載客船、擬獻帝朝。五月二十三日、奉進朝倉之朝。耽羅入朝、始於此時。

耽羅の「朝貢」の経緯を「伊吉連博徳書」は「招慰」「擬獻帝朝」「奉進朝倉之朝」といった表現を用いて記録している。こうした表現は肅慎の「朝貢」記事にも共通していると考えられる(つまり肅慎の主体性・立場を想定して「朝貢」記事を解釈するという姿勢が必要なのである)。耽羅国の場合も、平時であれば須弥山の下での饗応の儀式が行われた蓋然性が高いであろう。

いうまでもなく六五九(斉明五)年には「道奥蝦夷男女二人」を伴った第四次遣唐使が派遣されている。これは蕃夷としての蝦夷の存在を唐

に誇示する目論見である。その端緒は既に六五四（白雉五）年の第三次遣唐使の唐での陳述「又与蝦夷国相隣」に窺われる（『冊府元龜』巻九五六、外臣部、土風一、日本国）。それを証明する意味が第四次遣唐使の蝦夷同道にはあったわけである。

『斉明紀』五年七月戊寅条

〔11〕遣小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥、使於唐国。仍以道奥

蝦夷男女二人、示唐天子。

同条所引「伊吉連博徳書」

〔12〕天子問曰、此等蝦夷国有何方。使人謹答、国有東北。天子問曰、

蝦夷幾種。使人謹答、類有三種。遠者名都加留、次者名倭蝦夷、近者名熟蝦夷。今此熟蝦夷。每歳、入貢本国之朝。

この蝦夷達が「8」の同年三月にヤマトに「朝貢」した陸奥蝦夷から選ばれたことは疑いない（同月にかげられた「阿倍臣爾名」の北征記事は、第四次遣唐使の陳述に「渡嶋蝦夷」が全く現れないことから明らかのようにこの一連の事態とは全く関係していない！）。

『斉明紀』の編者が「11」の注として引用した「12」「伊吉連博徳書」の文には、高宗の蝦夷についての下問に対する使者の陳述が記されてる。

しかしそこでは肅慎には一切言及されていない。もし使者の陳述にある（蝦夷の）国は東北に有り」という認識をふまえて、アシハセヒトの住域は蝦夷より北にあると判断されていたとすれば、蕃夷の創出を志向する斉明朝がアシハセヒトに肅慎を結び付けて唐に「蝦夷より北には肅慎あり」と主張できたのではないかという想定もできそうに思われる。

勿論、倭国の君主に肅慎が服属し「朝貢」しているなどといった事態は中国人には真面目に受け取られなかったであろうが。

しかし実際には、この時期において蝦夷の「遠者名都加留」なのであり、津軽蝦夷より北の渡嶋蝦夷（「4」ではアシハセヒト・肅慎の侵入を被っている）にさえ言及されていない。六五九年の時点でヤマト王権に服属していた最北の人間集団は津軽蝦夷であった。

第四次遣唐使の派遣段階においても、アシハセヒトの実態は『欽明紀』の伝承的記事レベル以上には把握できていなかったと見る他はあるまい。現地におけるアシハセヒトとヤマトのミコトモチとの直接的接触もなかったであろう。そのような状態では、そもそもアシハセヒトと肅慎とを結び付けるといった発想は直ちに思い浮かぶはずがなかったと見られる。

しかし斉明朝においては、上述のように当初から蕃夷の創出が政策化されていたことは明らかであるので、七世紀初頭頃から現地の報告記録にも認められるようになっていたらしいアシハセヒトに対する関心の度合いは、六六〇年以前から蝦夷と並ぶ蕃夷創出の素材として相当に高まっていたと考えてよいであろう。

そこで次に、斉明朝当時アシハセヒトに肅慎を結び付け蕃夷としての位置付けを明確にする際に、具体的にどのような中国典籍が利用されたのかという問題について検討してみよう。従来のようにアシハセヒトと中国古典の肅慎との漠然とした結び付きを想定する通念を打開するためには、そうした視点が必要と思われるからである。

2 肅慎の典拠

上述のように『国語』魯語などの語る中国周代の「肅慎氏」がアシハセヒトと結び付く必然性は乏しい。しかしヤマトの支配者集団がアシハセヒトを肅慎に結び付ける上での知識をまず中国典籍から得たであろうことは疑う余地がない。

そこでヤマトの支配者集団が、アシハセヒトと関連する要素をもつ肅慎と判断し得るような典拠を求めるとすれば、まず『後漢書』挹婁伝の「挹婁…古之肅慎氏之国也。…其国便乘船寇盜、鄰国患之。…」に注意されよう。

なぜなら六五九年当時、ヤマトの支配者集団に知られていたアシハセヒトの最も顕著な習俗は、「1」の「乗一船舶而淹留、春夏捕魚充食」のような「海蛮」としてのそれであったし、何よりもアシハセヒトという呼称そのものが海と船をニュアンスとして含んでいたからである（そしてそれは『日本書紀』において「5」の前に置かれた「阿倍臣爾名」による「伐肅慎」記事の極めて精彩な叙述とも照応することとなる。その点にこの記事が置かれている意味があるう）。

しかし六世紀後半における高句麗使の越への来着（欽明紀・敏達紀）と、それによる高句麗東北国境以北の沿海地域と越北部地域との地理的接近というヤマトの支配者集団による認識の形成は、そうした中国史籍から得た断片的知識によっても補強されていたものではあるまいか。特に「挹婁…其国便乘船寇盜、鄰国患之」という一文は、一章で検討した『欽明紀』の海の彼方から船で馳せ来る異人Ⅱアシハセヒトに関する記事内容と照らし合わずと、漂流・漂着等の偶然の要素を考慮に入れても、

ヤマトの支配者集団が「鄰国」の範囲を佐渡嶋、ないし越北部地域を含めて拡大解釈することはありえるであろう。挹婁と結び付けられた肅慎はまさにそうした地理的観念を象徴する用語たりえたわけである（ここには「オホーツク文化人」の道北・サハリンからの南下といった想定が入り込む余地はないと思われる）。

但し『後漢書』挹婁伝ではあくまでも「挹婁は古の肅慎氏之国」なのであって、挹婁がすなわち肅慎であるという関係は認められない。そこで注目されるのは『晋書』肅慎氏伝である。

『晋書』肅慎氏伝は、「肅慎氏一名挹婁」として最も明白に挹婁を肅慎と結び付け、本文中で「周武王時、獻其楛矢・石弩。逮於周公輔成王、復遣使入貢、爾後千余年、雖秦漢之盛、莫之致也。及文帝作相、魏景元末、來貢楛矢・石弩・弓甲・貂皮屬。…」というように周代の伝承上の肅慎氏と挹婁とを同一視している。そしてこの後挹婁は一貫して肅慎と称されるようになるのである（高句麗の関わりと併せてなお後文を参照）。

但し『晋書』肅慎氏伝には「東浜大海」とあるものの『後漢書』挹婁伝の「海蛮」としての叙述はないので、あくまでも両書相俟って、アシハセヒトと結び付く肅慎の典拠となつていえる。

アシハセヒトという言葉の中に海と船のイメージが刻印されていること、『齊明紀』の肅慎は「楛矢・石弩・弓甲・貂皮屬」ではなく「生羆二・羆皮七十枚」を献上していることを無視して、通説のように『日本書紀』の肅慎の典拠は中国古典に見える周代の肅慎であると漠然と想定する場合でも、『晋書』肅慎氏伝などの中国史籍そのものが挹婁と中国

古典の肅慎を同一視している以上、「肅慎氏一名挹婁……」という解釈から逃れることはできないのである。

『魏書』勿吉伝に「国南有徒太山、魏言『大白』、有虎・豹・熊・狼害人」とあるように、熊は沿海地方にもいたのであって、中国王朝への献上物には認められないが、高句麗使が倭国で熊皮を高価に交易していたことから見て、特に挹婁⇨肅慎の高句麗王権への献上物とされたものらしい。なお「オホーツク文化人」からの熊皮の入手は渡嶋蝦夷を介した間接的なものであったらしい。

それでは肅慎の典拠となりうる最も詳細な記事を含む中国史籍、端的にいえば上述の『後漢書』、及び『晋書』の将来状況は、斉明朝当時どのようなものであろうか。

『後漢書』を含む『晋書』以前の中国正史は、書物を購入して将来したという推古朝の第二次遣隋使（『善隣国宝記』所引「経籍後伝記」、もしくは舒明朝の第一次遣唐使によって既にもたらされていた蓋然性がある）らう。

一方、『晋書』は唐太宗の勅命により六四四年に改編された国家的事業としての史書編纂の嚆矢をなすものであった点が重要であろう。

六五三（白雉四）年の第二次遣唐使、六五四（白雉五）年の第三次遣唐使のいずれかが『晋書』をもたらしただ蓋然性は高い。前者については「褒美西海使等、奉对唐国天子、多得文书宝物、……」とある（『孝徳紀』白雉五年七月是月条）。

勅選の正史である『晋書』は、特に権威のある書物としてヤマトの支配者集団にも受け取られたのではあるまいか。

『晋書』の後の時代の正史では、『魏書』勿吉伝には「勿吉国、在高句麗北、旧肅慎国也」とあり肅慎を過去の存在として示しているが、『宋書』『北齐書』には実際に中国に「朝貢」する肅慎が見える。後文で少し詳しく検討するが、それらは五世紀後半と六世紀後半において挹婁⇨肅慎の用法がなお通用していたことを示している。

ところが、『隋書』（『日本書紀』は一部に『隋書』の文章表現を参照している）以降の中国正史においては、挹婁⇨肅慎の用法は過去のものとなり、次のようにその実体は靺鞨という新しい包括的呼称によって表現されるようになるのである。

「13」靺鞨、在高麗之北。邑落俱有酋長、不相総一。凡有七種。……自私涅以東、矢皆石鏃、即古之肅慎氏也。

我々が常識的に判断すると、『日本書紀』の肅慎の用法は明らかにこうした中国の認識と齟齬している。

六六〇年五月のアシハセヒトの「朝貢」にそれが肅慎と結び付けられる直接的契機を想定する本稿では、中国典籍による時代性を考慮せずそうした結合が行われたことになる。しかしヤマトの支配者集団の歴史認識に現代の歴史研究者のような客観的合理性を求めることは、反って出来事としての歴史の実相を水に流すことになるのではあるまいか。

そもそも六三六（貞観十）年に完成した『隋書』は帝紀・列伝のみで、その志（靺鞨伝を含む）は、六四一（貞観十五）年に編纂が命じられ五六（顕慶元）年に追加されたのである。六五九（斉明五）年の第四次遣唐使の帰還は、『斉明紀』七年五月丁巳条に記事がある。従って、「13」の部分を含む『隋書』靺鞨伝が六六〇年五月の時点でヤマトの支

配者集団の目にふれることはなかったのである。

要するに六六〇年五月の時点では『後漢書』挹婁伝、『晋書』肅慎氏伝以外には、アシハセヒトに肅慎を結び付ける典拠は認められないのである。その場合、ヤマトの支配者集団がアシハセヒトを突見したことは事実であるとしても、勿論アシハセヒトと挹婁との種族・民族系統などは判断不能であつたであろう。但し、以上はあくまでもテキスト解釈上の事柄であり、そもそもそうした問題自体がヤマトの支配者の意識に当初からあつたはずはないのである。

通説のように中国古典に見える伝説上の肅慎をアシハセヒトに結び付けたと漠然と想定する場合にも（多分、六世紀代の五教博士と関連づけるのであるが）、六六〇年五月のアシハセヒト「朝貢」の時点での『晋書』肅慎氏伝の知識を無視することはできないのである。

結論的にいえば、アシハセヒト⇨肅慎という関係は高度の政治的・外交的判断によつて支えられているのであり、そもそもそうした規定的事象が変化しなければアシハセヒト⇨肅慎の蕃夷としての権威性も揺るがないものと予測される。

我々は隋・唐に用いられたのは鞅鞞であり、遅れたにせよその情報は確実に七世紀末の倭国には伝わっていたはずであるから、上述のように肅慎の典拠を理解するのであれば、天武・持統朝には肅慎は鞅鞞に切り替わつてもよいのではないかという想定にかられる。

しかしそれならば、平安時代においても時代的には全く合わない「肅慎挹婁之海蛮」（一一二六〔天治三〕年）の『中尊寺供養願文』という『後漢書』挹婁伝などに基づく表現で、奥州藤原政権と交渉のあつた北

方の異人を表わしている事実をどのように説明するのであるうか。

『日本書紀』において、アシハセヒト⇨肅慎という関係が天武・持統朝にも一貫しているのは意味があるのである。

そこで次にそうした権威性を裏付ける上で不可欠かつ決定的な存在であつたと考えられる高句麗の役割について述べなければならない。

3 肅慎と高句麗

『斉明紀』六年には次のような一連の高句麗使関連記事が認められる。

〔14〕春正月壬寅朔。高麗使人乙相賀取文等一百余、泊于筑紫。

〔15〕夏五月辛丑朔戊申。高麗使人乙相賀取文等、到難波館。

〔16〕秋七月庚子朔乙卯。高麗使人乙相賀取文等罷帰。

そして既に考証されているように〔15〕と〔16〕の間に『斉明紀』五年の次の記事が入る。³⁾

〔17〕是歳、：又高麗使人、持熊皮一枚、称其値曰、綿六十斤。市司咲而避去。高麗画師子麻呂、設同姓賓於私家日、借官熊皮七十枚、而为賓席。客等羞怪而退。

要するに六六〇年五月には高句麗使がヤマトに来ていたわけである。とすれば、同月のアシハセヒト「朝貢」と饗応の儀式は、筑紫で五カ月ばかり待たされた高句麗使のヤマト来着に合わせた節が濃厚といえよう。その間に「越国守阿倍引田臣比羅夫」の主導によるアシハセヒトのヤマトへの同道が実現されたわけである。

斉明朝においてそれ以前にアシハセヒトを蕃夷創出に用いるという構想は芽生えていたであろう。また既に斉明初年にも高句麗使は来航して

いた(『齊明紀』二年庚子条)。

そうした経過を勘案すると、六六〇年一月の高句麗使の筑紫来航により、アシハセヒトのヤマト「朝貢」の企画が現実味を増したことはほぼ間違いあるまい。偶然の符節といったことは考えがたい。

しかも六五六年二月の高句麗使には官位が記されていないのに対して、六六〇年一月の場合は、大使賀取文は官位第二位の「乙相」(大相)を帯びており使節の人員も「一百余」と破格である。そして「17」のエピソードも含めて、「14」も「16」のように来着から帰国までの経過を漏らさず記している。齊明朝はもとより『日本書紀』編者もこの使節を重視していたことが窺える。

そこで本稿の問題関心から改めて想起しなければならないのは、高句麗が四世紀初め以来、北沃沮と境を接する沿海地方、及びそれ以西の挹婁と政治関係を形成しており、かつ彼らを肅慎と称して中国に同道することもあったという事実である。

この点については日野開三郎の研究⁽²⁵⁾に詳しい。その要点をまとめるとおよそ次のようになる。

二七九(咸寧五)年の西晋への肅慎の「朝貢」は反高句麗の意味をもっていたが、三一九(太興二)年の東晋への肅慎の「朝貢」は高句麗との「同士の立場」においてなされた。

更に『晋書』石勒載記には三三〇(建平元)年のこととして「時に高句麗・肅慎、楛矢を致す」とある。この場合は、両者相伴つて後趙に「朝貢」したのであり、この段階において相互の緊密な結び付きが形成されていたことが窺われる(それは慕容氏の脅威に対抗するためであり、

夫余と沃沮もこれに協力的であった)。

三四〇(建武六)年にも高句麗が肅慎を同道して後趙に「朝貢」した形跡が認められる(『晋書』肅慎氏伝、『資治通鑑』晋紀成帝紀)。

その後一二〇年間、中国正史には肅慎は見えなくなるが、この間も高句麗と肅慎との親密な関係は維持されていたらしく(実際には高句麗の肅慎に対する勢力浸透という側面がある)、四五九(大明三)年には南朝劉宋に両者相伴つて「朝貢」している。

ここで参考のためにこの時の史料を見ておこう。

『宋書』卷六、孝武帝本紀

「18」大明三年十一月己巳、高麗国遣使献方物、肅慎国重訳楛矢・石弩、…。

同卷二十九、符瑞志下

「19」大明三年十一月己巳、肅慎氏献楛矢・石弩、高麗国訳而至。

同卷九十七、高句麗伝

「20」大明三年、又献肅慎氏楛矢・石弩。

これらの史料についてつとに池内宏は次のように指摘している。「此の時肅慎は単独に来献したのではなく、高句麗の使者に随つて来たのではなからうか。もしそうとすれば、当時高句麗と肅慎との間に直接の交渉があったことを想像しなければならぬ」。

「20」は高句麗が「楛矢・石弩」を献上したように記すが、「18」や「19」にその主体は「肅慎国」「肅慎氏」とあり、高句麗使と同時に貢献していることを勘案すると、「やはり高句麗に随伴した肅慎使」と見るのが妥当である。

日野開三郎はこの間の事情について次のように述べている。

高句麗は広開土王（三九一〜四一二）、長寿王（四一三〜四九一）の治世を通じて領域を拡大し、「殊に輝発河流域、北流松花江流域、北沃沮等の後肅慎南西境を侵占していった事実を考える時、高句麗の後肅慎に対する威圧が逐次増長して行ったことは容易に想像せられ、両者の親密の度を加えたことも当然の成り行きであつたと解せられる。殊に北沃沮が高句麗の領有に帰して（四一〇）からは、後肅慎はほとんど高句麗の羈縻下に在つたと見て大過ないであろう」。そして四五九年の劉宋への高句麗「朝貢」に際して同道した肅慎は、そうした羈縻下にあつて高句麗に「朝貢」していた肅慎から選ばれたとする。

その後、北魏は四七五（延興五）年〜五二〇（正光元）年まで二回にわたつて勿吉の「朝貢」を受けている。その中で勿吉が「椹矢・石罽」を献上したことが七回記録されているが、肅慎の名は既に見えない（『魏書』勿吉伝）。すなわち、中国側が肅慎と称せしめた形跡もないし、勿吉が支配下の挹婁を肅慎と称して同道した事実も認められないのである。いずれにせよ、日野も指摘するように高句麗は勿吉に対抗して（『魏書』勿吉伝に関連する記述がある）上記のような南朝劉宋への遣使を主体的判断の下に行ったのであろう。

北齊への肅慎の「朝貢」は五五四（天保五）年のことであり、これ以後肅慎の「朝貢」のことは中国正史には見えなくなる（『北齊書』文宣帝本紀）。この最後の「朝貢」についても簡単な記事しかなく詳しいことは分からないが、これも高句麗が介在している公算が大きいと思われる。なぜなら中国では既に肅慎は過去の用語となっており、また肅慎が

「朝貢」主体の自称ということもありえないからである。

さてここで改めて注意すべきは、高句麗が予め挹婁を肅慎と称さしめて「朝貢」していることであろう。高句麗は国内においても服属した挹婁を肅慎として王権の権威発揚に利するところがあつたのである。

これも今後展開すべき重要な論点であるが、南北朝を統一した隋は勿吉の支配下にあつた夫余、沃沮、挹婁を勿吉の異字表現である靺鞨として包括し、その統制下に置こうとしたらしい。それは特に夫余、沃沮、挹婁とそれぞれ固有の政治的関係を形成していた高句麗に対抗する意義があつたと考えられる。高句麗に対する軍事遠征の計画とも関わる。

中国正史では挹婁＝肅慎は六世紀後半までしか認められない。しかしそれはあくまでも中国正史についていえることである。従つて、七世紀の高句麗の東北境異民族政策の実態は中国史料からは分からないのである。

要するに高句麗がその王権を中国的蕃夷思想で権威づけるために国内において服属した挹婁を肅慎と称していたのであり、それを後趙や宋に同道し、中国の理解によれば聖天子の徳化を慕つて来朝するという肅慎の象徴である「椹矢・石罽」を貢献させたのである。高句麗は挹婁＝肅慎を国内支配と外交に二重に利用しているわけである。

従つて、アシハセヒトをヤマトで高句麗人に実見させることは、まずその風貌・服飾・言語・慣習などにより種族的・民族的系統の実態について基本的判断を下す上で現実的意義があつたと考えるべきであろう。

「17」に述べられているように、それまでは倭国で高句麗使が高麗に交易できた熊皮が、別ルートで大量にもたらされたためこれまでの

ような価格では売れなかつた事実、この時の高句麗使は強い衝撃を受けたことが窺われる。高句麗使の方でもその原因である大量の熊皮をもたらし、アシハセヒトに強い関心を示したことは疑いあるまい。

更に重要であるのは、前節で述べたように中国史籍とりわけ『晋書』『宋書』などによって高句麗と挹婁Ⅱ肅慎との政治関係がヤマトの支配者集団にもある程度読み取れたであろうということである。

挹婁Ⅱ肅慎の中国諸王朝への貢納物には熊皮は含まれていない。しかし上述のようにその居住地域に連なる太白山に熊がいることは『魏書』勿吉伝などに明記されている。そして高句麗使は倭国で熊皮を交易していた。とすれば、熊皮は元来高句麗王権に対する挹婁Ⅱ肅慎の特別の貢献物であつたのではあるまいか。その一部が交易品とされたわけである（渤海使の献上品中にも「熊皮七枚」が認められる）。

中国にとって肅慎の象徴は「楛矢・石弩」であつたが、高句麗にとってはそれが熊皮であつたのではあるまいか。とすれば、「17」の後半のように高句麗使に対して私的な席でそれを七十枚も誇示する政治的效果は絶大なものがあつたであろう。このような演出をするためにも熊皮を献上品として携えたアシハセヒトの「朝貢」が必要であつたのである。

アシハセヒトと肅慎を結び付ける直接的契機として、高句麗人によるアシハセヒトの実見は意味があつたといえる。それによりアシハセヒトが種族的・民族的に挹婁系の特質を帯びていることが判明したからこそ、アシハセヒトに上述のような中国史籍を典拠とする肅慎が結び付けられたのであろう。かくしてアシハセヒトⅡ肅慎を特に高句麗人に対し蕃夷として示す意義は増すのである。そしてそのような政治的行為による権

威性の付与に基づいてアシハセヒトⅡ肅慎の「朝貢」・饗応の儀式が行われたと理解される。これ以後、天武・持統朝を通じてアシハセヒトを肅慎と称することが定着することとなる。

4 天武・持統朝の肅慎と高句麗——靺鞨認識成立との関わりで——

『天武紀』、『持統紀』の肅慎関係記事は次のごとくである。

『天武紀』五年十一月丁卯条

「21」新羅遣沙浪金清平請政。并進調。是月、肅慎七人、從清平等至之。

同六年三月辛巳条

「22」召新羅使人清平及以下客十三人於京。

同六年八月丁巳条

「23」金清平帰国。

『持統紀』八年正月丁未条

「24」以務広肆等位、授大唐七人与肅慎二人。

同十年三月甲寅条

「25」賜越度嶋蝦夷伊奈理武志、与肅慎志良守叡草、錦袍袴・緋紺純・斧等。

「21」の六七六（天武五）年の新羅使人に同道して筑紫に至り、翌年には京に入ったと見られる「肅慎七人」は、渤海建国の母体となる沃沮系靺鞨（白山靺鞨）や夫余系靺鞨（粟末靺鞨）ではなく、それらと対抗するために新羅と政治的關係を形成した沿海地方の挹婁系靺鞨（号室靺鞨）であろう（沿岸航海により連絡は可能である）。

それをアシハセヒト＝肅慎と判断し記録したのはヤマトの支配者集団に他なるまい。六六〇年五月以降、アシハセヒト＝肅慎の種族的・民族的系統の実態把握がある程度できていたからである。もしこの時新羅使人の同道したのが沃沮系靺鞨か夫余系靺鞨であったとすれば、それらは挹婁系靺鞨とは種族的・民族的系統を異にするのでアシハセヒト＝肅慎と判断されることはなかったであろう。それを粟末靺鞨と見る説もあるが、挹婁＝肅慎は、「人形は夫余に似るが言語は各異なる」（『三国志』魏書挹婁伝）のであるから、天武朝が夫余を前身とする粟末靺鞨を肅慎と称するはずはない。

端的にいえば、この新羅使人による肅慎の同道は天武朝の要請によるものであろう。すなわち、この頃実際にアシハセヒト＝肅慎への関心が高まっており、六六〇年五月の高句麗使を介したアシハセヒト＝肅慎の種族的・民族的系統の実態把握をより確実なものとするためにそうした要請がなされたものと考えられる（新羅使人に同道した肅慎は新羅の俘虜ではない。何か求めるところがあつて同道に同意したと見られる）。

「24」の六九四（持統八）年に唐人七人と共に授爵された肅慎二人は、おそらく新羅使人に同道した肅慎七人の内に含まれていた者たちであろう。

「25」の肅慎は「国外」から渡来し秋田付近に居住していたらしい。同様に越地域に居住していた渡嶋蝦夷（越の度嶋蝦夷）と併記され同じ賜物を受けているからといって、両者の現住地に密接な相互関係があるのかどうかまでは分からない。それは「24」の唐人と肅慎の関係と同じである。「25」の肅慎を「21」の新羅使に同道した肅慎とは全く異なっ

た種族的・民族的存在のように考えるのは誤りであろう。そのように考える根拠は「25」の文章には何ら認められない。この肅慎を「オホーツク文化」人や「擦文文化人」に必ずしも関連させる必要はないと思われる。

ところで、「25」の肅慎は唯一実名「志良守叡草」を記録されている点で貴重である。端的にいって、「叡草」（エソウ）という名は渡嶋蝦夷の名「伊奈理武志」（イナリムシ）とは趣を異にしている。どちらかといえば中国風の名前といえる。例えば流鬼の「王子」の名「可也余志」（カヤヨシ）（『通典』流鬼伝。なお「其君長は孟蜂」とある）と比べてもそうである。

一方「志良守」（シラス）は、天平宝字年間の秋田城下の人「狄志良須侏囚奈奈古」（『続日本紀』宝亀二年八月乙卯条）との関連性から秋田近辺の地名、あるいは肅慎の部族名とも考えられよう（しかし渡嶋蝦夷についてはイナリムシという名しかない）。「本来の出身集団ないし出身地の称」という見方もある。

しかし「宇奈古」（ウナコ）は蝦夷もしくは倭人の名のようにである。持統朝から天平宝字年間まで五〇年以上経っている。シラスが肅慎に固有の呼称であるとする、この間に婚姻などを通じた「叡草」（エソウ）の「倭人」化、もしくは「蝦夷」化した子孫の存在を考えることはできよう。

この点に関連して『斉明紀』六年三月条の「阿倍臣闕名」北征記事に見える「肅慎船師」は、渡嶋蝦夷の住域に外部から侵入したことに改めて注意しておきたい。これを史料として渡嶋蝦夷の住域の北に肅慎の住

域があったという証明はできない。ましてこの「肅慎船師」を考古学の知見と関連させて「オホーツク文化人」のことと断定するのは飛躍という他はあるまい。むしろ文献解釈の一貫性という点からいえば、『欽明紀』の佐渡嶋に漂着した肅慎人、新羅使の同道した肅慎と共通する種族的・民族的系統に属する存在と考えるべきであろう。

七世紀後半頃には「オホーツク文化人」と「擦文文化人」（渡嶋蝦夷に比定される）とは歴史的に相互の勢力範囲を形成し共存を遂げてきたと見るべきであって、「阿倍臣闕名」北征記事に見える「肅慎船師」は渡嶋蝦夷の住域に外部からまさしく侵入し、そうした均衡を破壊しているのである。『斉明紀』六年三月条の「肅慎船師」は『欽明紀』の事例と同様に沿海地方から何らかの事情で漂着したものと考える方が自然であろう。

六九六年の肅慎を渡嶋蝦夷より北を住域とする集団に属する人とするのは一つの解釈であるが、見方を変えれば、この肅慎も大陸からの渡来者であった蓋然性を否定しきれないのである。

ここでは立ち入らないが、天武・持統朝のアシハセヒト＝肅慎認識と北方政策との関わりも今後検討すべき課題といえよう。

次に視点を变えて、天武・持統朝に一貫するアシハセヒト＝肅慎が、斉明朝にその関係を權威的に決定する基本要素となった高句麗の存在となお密接に関わっていたのではないかという点について述べたい。それは文武朝以降のアシハセヒト＝肅慎から靺鞨への変化と関わりがあるものと予測されるからである。

六六八（天智七）年の高句麗滅亡後、六七〇（文武王十）年、新羅は

高句麗遺民の擁した安勝を「高句麗王」（「報徳王」）として全羅北道益山の地に冊封し新羅領内に高句麗国を再建した。²⁶そして以後新羅は、八四年まで存続したこの高句麗国から旧例を守って倭国へ「朝貢」せしめた。『日本書紀』には六七一年の「高麗遣上部大相可婁等進調」（『天智紀』十年丁未条）から「高麗王遣下部助有卦婁毛切・大古昂加、貢方物」（『天武紀』一一年六月壬戌朔条）まで都合七回その記事がある。使者の派遣も数回に及ぶ。特にこの高句麗国が解消する際には「化来高麗人等」が送られて来ている（同十四年九月癸亥・庚午条、『持統紀』朱鳥元年閏十二月条、同元年三月己卯条）。

結論的にいえば、この新羅領内の高句麗国が存続していた六七〇～六八四年の間、及び高句麗の正当な後継者としての意識をもちかつ新たに靺鞨をも成員とする震国（七一三年唐の冊封を受け渤海国と改称。渤海靺鞨とも称される）の建国される六九八年まで、倭国は斉明朝以来のアシハセヒト＝肅慎の用法を踏襲していたが、震国成立後はそれに代えて靺鞨を用いることになるのでないかと考えられるのである。「25」の肅慎はその意味でもまさしくその最後の事例であったことになる。

『続日本紀』養老四年正月丙子条

「26」遣渡嶋津輕津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨国、觀其風俗。

これはアシハセヒト＝肅慎の用法に代えて靺鞨（マツカツ）が用いられた始めたことを示す初見史料である。この「靺鞨国」はその後の多賀城碑にも「…去靺鞨国界三千里。…」という形で認められる。『斉明紀』の「肅慎国」という表現には実体が伴っていないが、この七二〇年の靺鞨国への使者派遣は、まさに「アシハセノクニ」の实地視察に他な

らない。

隋が用い始めた靺鞨は複数の種族系統の異なる民族を包括する政治的
概念である。基本的には夫余・沃沮、及び挹婁を含んでいる。従って、
挹婁系靺鞨はなお固有の民族的特質・実体を失っていないと考えられ
る。この意味で広義には「靺鞨」（マツカツ）、狭義には「靺鞨」（アシ
ハセ）と整理することもできよう。

さて、こうした変化が起きた政治的背景として靺鞨と高句麗遺民とが
対等の立場に立つて建国された震国、渤海国の存在があったと考えられ
るのではなからうか。

六七六年に新羅の東北境域にアシハセヒト^① 肅慎の原住地域が存在す
ることは、新羅使のアシハセヒト^① 肅慎同道によって証明されていた。

この度は「渡嶋・津軽」の対岸の沿海地方と目される靺鞨国（アシハセ
ノクニ）に使者を派遣して実情（「風俗」^② 風土と習俗）を視察させた
のである（「オホーツク文化人」の住域に使者を派遣してもあまり意味
はないのではあるまいか）。

後の史料には、渤海国内の靺鞨とその首領^③についての陳述も認められ
る。

『類従国史』巻百九十三 殊俗 渤海 上 延暦十五年四月戊子条

〔27〕渤海国者、高麗之故地也。天命開別天皇七年、高麗王高氏為唐所
滅也。後以天之真宗豊祖父天皇二年、大祚榮始建渤海国。和銅六年、

受唐冊立其国。延襲二千里。無州県館駅。処々有村里。皆靺鞨部落。

其百姓者靺鞨多。土人少。皆以土人。為村長。大村曰都督。次日刺
史。其下百姓皆曰首領。

ところで七二〇年五月『日本書紀』が撰上されている（『続日本紀』
養老四年五月癸酉条）ことからすれば、肅慎を靺鞨に直すことは我々の
常識からすれば可能であったようにも思える。

この点については『日本書紀』編者が原史料に忠実であったとしか考
えられまい。更にいえば、『齊明紀』六年五月条を起点とする前後のア
シハセヒト^① 肅慎関係記事の一貫性とその政治的背景・意義を重視した
ことは疑いない。それが『齊明紀』の記事構成には端的に現れていた。

おわりに

本稿では以下の諸点を解明した。

① 六世紀後半に佐渡嶋に船舶で出没し現地人に危害を加えることもあ
った異人をアシハセヒト（海の彼方から船で馳せ来る強暴な人達）と
呼んだ。それが次第に固有名詞化していったと見られるが、この段階
においてはヤマトの支配者集団にとってはアシハセヒトの情報は間接
的なものに止まり、また蕃夷の創出という政治的課題も存在しなかつ
たが故にアシハセヒトと中国史籍に基づく肅慎が結び付けられる必然
性は乏しかったといえる。

② アシハセヒトと肅慎が結び付けられたのは齊明朝の蕃夷の創出の過
程においてである。従来のアシハセヒトについての間接的知識が『後
漢書』挹婁伝、『晋書』肅慎氏伝などの中国史籍に基づく知識と関連
づけられる中で、アシハセヒトと肅慎とが結び付くのではないかと予
測された。そして六六〇（齊明六）年五月には実際に越のミコトモチ

の主導の下でアシハセヒトがヤマトに「朝貢」したが、それと符節を合わすかのようにヤマトに迎えられた高句麗使が彼らを見し、四世紀以来高句麗王権に服属してきた挹婁・肅慎との種族的・民族的系統の共通性を言語・習俗などにより認めたことで、ここに国家的に權威付けられたアシハセヒト・肅慎という關係が成立したと考えられる。

③ それは律令制導入の端緒的現れである蕃夷の創出の一環として、特に高句麗との外交關係を念頭に置いて実現されたものであり（四世紀以来おそらくその滅亡に至まで、高句麗王権は東北境の挹婁を肅慎として服属させていた）、高句麗の滅亡後も新羅国内に復興された高句麗国からの「朝貢」を受けていた天智朝末年から天武朝を通じて、アシハセヒト・肅慎の存在は、高句麗国を意識した蕃夷として重要な意義を有していたと考えられる。

六七六（天武五）年に新羅使にアシハセヒト・肅慎を同道させ、六六〇年のアシハセヒト・肅慎認識を實際に裏付ける措置が取られたのも、そうした政治的脈絡の中において理解しなければならない。六九六（持統十）年に越地域に在住する渡嶋蝦夷と共に賜物を受けたアシハセヒト・肅慎も沿海地方からの渡来者と見て何ら支障はないのであって、この肅慎は何らかの事情で秋田に居住した蓋然性が高いのである。

しかし全体的に見ればアシハセヒト・肅慎との接触は数例に止まる極めて希少なものであった。

④ 新羅国内の高句麗国は持統朝初年には解消していたらしいが、それに代わって六九八（文武二）年には、アシハセヒト・肅慎の原住域と

目される地域に高句麗の後裔として震国が形成されやがて七一三（和銅六）年には渤海国へと発展する。

そうした激変の中で、七二〇（養老四）年にアシハセヒト・肅慎の原住域に初めて使節が派遣され風土と習俗が観察された。これは六六〇年の高句麗使の下でのアシハセヒト・肅慎の実見、六七六年の新羅使のアシハセヒト・肅慎同道によるその原住地域が大陸であったことの証明に続く段階に位置する。

ここで高句麗、及び新羅国内の高句麗国の存在を前提として用いられてきた肅慎に代えて、現実に通用している靺鞨・靺鞨人・靺鞨国という表記が用いられるようになったと考えられる（もしアシハセヒトと肅慎との結び付きが通説の想定するような中国古典に基づく漠然としたものにすぎないとしたら、このような変化が起こる必然性がないであろう）。

靺鞨は普通マツカツと音読みされたと見られるが、人名に付けられた事例ではアシハセと訓が付される場合もあった。しかし、七二七（神亀四）年を嚆矢として渤海国の使節が頻繁に来航するようになる一方で、靺鞨が蕃夷として「朝貢」することは最早なかったのである。本稿の趣旨からすれば、それは当然のことといえる。八世紀には靺鞨の具体的な部族、鉄利部が二度姿を現わしているが、『続日本紀』天平一八年は年条、同宝龜一〇年九月庚申条、それらはいずれも靺鞨人と記されることもなく蕃夷の「朝貢」として扱われた形跡もない。

- (1) 「和語をその語義に対応する字義をもつ漢字で表記する方法」による漢字の正訓の成立は六世紀後半以降に急速に進んだとされている(山尾幸久『古代の日朝関係』塙書房、一九八九年、四九五ページ)。
- しかしアシハセ・肅慎の場合は余程特殊な政治的背景をもつ事例であつて、一般的に処理することはできない。そのことはアシハセという言葉が八世紀後半以降消滅している事実からも窺われよう。
- (2) 天理図書館所蔵『日本書紀』八冊本(架号、二二〇一・イ207)の『斉明紀』に肅慎の訓の一字めが「甘慳丘」の訓ア|マカシノオカの「ア」などに通用する例が散見しており、それが「ア」であることは疑う余地がない(やはり既に指摘されているとおりミシハセの「ミ」は「ア」の仮名との字形の類似による後世の誤読ということになる)。同本のコピーにより、この点を教示された熊田亮介氏に改めてお礼申し上げます。
- (3) 辞典類等(『国史大辞典』13、吉川弘文館、一九九二年「石井正敏」、『日本史大事典』6、平凡社、一九九四年「今泉孝雄」など)最も基本的な文献においても、ミシハセの項目を立てた上で実際にはアシハセが訓としては正しいことを注記していることが多かったが、岩波書店版『日本史辞典』一九九九年ではアシハセの項目が立てられている。近く刊行予定の小学館版『日本歴史辞典』でも同様である。
- (4) 児島恭子「エミシ、エゾ、『毛人』、『蝦夷』の意味」(『律令制と古代社会』東京堂、一九八四年)を参照。
- (5) 近年、考古学の知見に基づいて「肅慎」≡「オホーツク文化人」説が有力視されている。石附喜三男「考古学からみた『肅慎(ミシハセ)』」(同『アイヌ文化の源流』みやま書房、一九八六年)、同「北海道考古学からみた蝦夷」(同前)、菊池徹夫「靺鞨とオホーツク文化」(『北方

考古学の研究』六興出版、一九八四年)、同「蝦夷の考古学」(同前)、箕島栄紀「阿倍比羅夫の北征と東アジア世界」(『日本古代の伝承と東アジア』吉川弘文館、一九九五年)など。私もかつてこうした見方に同調していたが、本稿のように見解を改めたい。

- (6) 津田左右吉「肅慎考」(『日本古典の研究』下 岩波書店、一九六二年)はつとに肅慎を「蝦夷の雅名」と解釈していたが、最近では樋口知志「渡嶋のエミシ」(『古代王権と交流1 古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六年)、八〇〇八五ページが、考古学の知見に基づいて「初期擦文系集団」のうち、「七世紀末頃まで残っていた」「いわば古参・新参の身分呼称上の区別」として『日本書紀』の渡嶋蝦夷・肅慎を解釈している。

- (7) 大陸の靺鞨系部族(樋口知志「渡嶋のエミシ」前掲)、更にはより具体的に粟末靺鞨か白山靺鞨(箕島栄紀「阿倍比羅夫の北征と東アジア世界」前掲、小嶋芳孝「蝦夷とユーラシア大陸の交流」『古代王権と交流1 古代蝦夷の世界と交流』前掲)などとする見解がある。

- (8) 全く実体の異なる存在をアシハセ・肅慎という同一名称で表すなどということは、古代人の意識・言語の問題としてもおよそ了解不可能である。

そうした見解が依拠する室賀信夫「阿倍比羅夫北征考」(『古地図抄―日本の地図の歩み―』東海大学出版会、一九八三年)もそのように考えていない。六七六(天武五)年の新羅使の肅慎同道は「ミシハセが肅慎であるとの推定を確実にするために」天武朝が要請したのである(同、二〇七ページ)。「国土の北辺と大陸の地理的媒介者」としての象徴的存在に肅慎という室賀説は、実体の同一性の推定の上に成立しているのである。

- (9) 若月義小「越のミヤケと『越国』」(『立命館史学』一一、一九九〇

年、五七〜五八ページ。

(10) 津田左右吉「肅慎考」(前掲)、二八八ページ。

(11) 『欽明紀』への肅慎記事の配置は、『欽明紀』、『敏達紀』の高句麗使の越來着の予兆記事としてなされているのかもしれない。

(12) 「蝦夷からの伝聞によればミシハセと呼ばれる異民族……」という表現から窺われるように、ミシハセを蝦夷の言葉と解する説もあるが(室賀信夫「阿倍比羅夫北征考」前掲、二〇〇ページ)、その根拠は示されていない。

(13) 関口 明『蝦夷と古代国家』吉川弘文館、一九九二年、五一ページ。

(14) ここでは春秋末期の孔子の語る伝承として、周の武王が「九夷百蛮」に特産物をもって「来貢」させた時に、「於是肅慎氏貢楛矢石弩、其長尺有咫。先王欲昭其令徳之致遠也。以示後人」という。要するに周代の「肅慎氏」は「楛矢石弩」によつて象徴されるのであるが、『日本書紀』の肅慎には「肅慎氏」と結び付くそうした象徴は一切認められない。

(15) 坂本太郎「日本書紀と蝦夷」(『日本古代史の基礎的研究』上 東京大学出版会、一九六四年)。但し坂本説のように『斉明紀』六年五月条に一括した場合、『日本書紀』編者はなぜわざわざ六六四年、六六五年にそれらをかめたのかその理由の説明が必要になるが、坂本説、及びそれを継承する諸説はその点について特に説明していない。

『日本書紀』編者はそうした史料操作によつて、六六〇年の高句麗使來航以前から既に肅慎との接触が連年に行われていたという主張をあえて記事相互の不整合の発生を冒してまで行っていることになる。つまり『日本書紀』編者は斉明朝における肅慎の位置付けを極めて重視していることである。三年にわたつて肅慎征討が行われたという主張になっている。

(16) 本稿では立ち入った考察は差し控えるが、批判的操作を必要とする

「2」、「3」、「4」に最低限度ふれておきたい。果たして「5」の背景に上記のような出来事があったのであろうか。

坂本太郎説に基づいて少し検討を進めてみたい。「2」と「3」の傍線部は、「4」の「伐肅慎国」に合わせた肅慎を討伐の対象とする表現であることが明らかである。しかし原資料にはそうした表現はなかったのではなからうか。

すなわち、現在の形は『斉明紀』六年五月条からはずされてそれぞれ同四年、五年に配置された際に、傍線部が書き加えられ文章の改変が行われたものと判断されるのである。「3」は本文ではなく註として「或本」を引用したものであるが、原型は「5」の前半に近いものであったであろう(後文参照)。

「5」の「阿倍引田臣闕名、献夷五十余」は前後の文脈から見て「献肅慎五十余」でなければならぬ。「夷」(北野神社所蔵本第一類他)は蝦夷ではなく蕃夷のそれである。ここに「蝦」を補う写本もあるが、それは誤った校訂である。改めて「夷」の一字が肅慎と互換的であることに注意しなければならぬ。そこには「虜」の文字はない。

この点を踏まえれば、「2」や「3」の肅慎を討伐の対象とする表現は「阿倍臣闕名」の北征記事に照応するように改変された後事的なものにすぎないのではあるまいか。

以上のような見通しにより、『斉明紀』六年五月条の史実に近い原型を復元するとすれば、およそ次のような案を示すことができる(傍線部の表現については、後文の耽羅の「朝貢」、および高句麗の劉末への肅慎同道の事例を参照)。

越国守阿倍引田臣比羅夫、献生熊二・熊皮七十枚。又阿倍引田臣、献肅慎五十余。又於石上池辺作須弥山。高如雁塔。以饗肅慎四十七人。

「阿倍臣闕名」を主体とする北征記事は、斉明六年を起点として一年

ずつ前に編年されて「越国守阿倍引田臣比羅夫」と肅慎に関する記事に対応するように配列されている。その意図は前者の最後に見える肅慎との戦闘記事を後者の最後の肅慎「朝貢」記事と対応・接合させるためである。

第四次遣唐使の陳述により、渡嶋蝦夷の服属時期が六五九年以前に溯ることはないで(後文参照)、渡嶋蝦夷の服属を記す斉明四年の条から始まる「阿倍臣闕名」の北征記事は、早くとも六六〇年以降に連続的に編年されなければならない(これらの問題については、さしあたり若月義小「北東アジア国際関係史における列島北部地域の実像―七・八世紀を中心に―」『京都経済短期大学論集』三二二、一九九六年を参照)。

(17) 井上光貞「吐火羅・舍衛考」(同『古代史研究の世界』吉川弘文館、一九七五年)を参照。

(18) 『斉明紀』元年七月己巳条には「難波朝」での越と陸奥の蝦夷の饗応記事があり、「阿倍臣闕名」の北征記事の一部をなす同四年七月甲申条には「蝦夷二百余、詣闕朝献。饗賜贍給。有加於常」とある。後者には場所の特定がなく斉明朝に特徴的な須弥山を設けての饗応の儀式も行われていない。

(19) エミシが「蝦夷」と表記されるようになったのは斉明朝の第四次遣唐使からとする説(高橋富雄『蝦夷』吉川弘文館、一九六三年)がある。

(20) 関口 明『蝦夷と古代国家』(前掲)、三八〇三九ページは、六六〇年以前に「越国守」が肅慎を服属させていたとすれば、「日本の天皇の徳の高さを誇示しようとした」第四次遣唐使が「なぜ…肅慎を唐皇帝に拝謁させなかったかという疑問がでてる」と指摘する。

(21) 国分直一「倭人社会と国家形成」(『日本文化の古層 列島の地理的位相と民族文化』第一書房、一九九二年)、二二二ページ。

(22) 『後漢書』挾婁伝より成立の早い『三国志』魏書挾婁伝は挾婁を肅慎と結び付けていない。

(23) 室賀信夫「阿倍比羅夫北征考」(前掲)、二〇〇〜二〇一ページ。

(24) 井上光貞『日本の歴史 3 飛鳥の朝廷』小学館、一九七四年、三五九ページ。

(25) 日野開三郎「肅慎一名挾婁(後肅慎)考」(同『東洋史学論集』一四、一九八八年)、四二〇〜四二九ページ。

(26) 池内宏「肅慎考」(『満鮮史研究』上世編 祖国社、一九五一年)、四三三ページ。

(27) 武田幸男「『朝貢』関係の基本的性格」(『高句麗と東アジア』岩波書店、一九八六年)、一一九ページ。

(28) 日野開三郎「肅慎一名挾婁(後肅慎)考」(前掲)、四二七ページ。

(29) 同右、四一七ページ。

(30) 津田左右吉は『三国史記』高句麗本紀西川王十一(二八〇)年十月条の「肅慎来侵」、同烽火王元(二九二年)三月条の「梁貊・肅慎之難」について、その事実性を否定しているが(津田左右吉『三国史記高句麗紀の批判』『津田左右吉全集』一一二 岩波書店、一九六四年、四三八ページ)、日野開三郎は肯定的に見ている(日野開三郎「肅慎一名挾婁(後肅慎)考」前掲、四〇七ページ)。

いずれにせよ、これらの「肅慎」は『三国史記』高句麗本紀以外では見られない用法であって、その基になった高句麗系の原資料において挾婁を表すために既に用いられていた用字かもしれない。

なお四一四年建立の高句麗好太王碑文の永楽八(三九八)年戊戌条の「肅慎」については、これを肅慎と解釈する説(武田幸男「『朝貢』関係の基本的性格」前掲)と「肅慎土の谷」と解釈し穢族の住地とする説(津田左右吉「好太王征服地域考」『津田左右吉全集』一一 岩波書店、

一九六四年、二〇七ページ、山尾幸久「金石文・中国史料が語る日朝関係」『古代の日朝関係』前掲、二〇七ページ）とがある。

隋代においても高句麗国内の地名について「肅慎道」(『隋書』煬帝紀大業八年正月壬午条)といった用法が認められる。渤海の上京龍泉府下龍州の八県の一つに「肅慎県」(『遼史』)があり、この地との関連が想定される。九世紀における過去の由来を述べたものではあるが「古の肅慎城」(『新唐書』地理志)、「肅慎故地」(『新唐書』渤海伝)という用法もそれと無関係ではあるまい。

「肅慎道」とは高句麗王権に服属する肅慎に至る公道を表したのもかもしれない。希少な史料ではあるが、高句麗では隋以降も挹婁⇨肅慎の関係は過去のものとはなっていないことを窺わせる。隋の鞞鞞の用法への対抗の意味もあろう。多分、夫余や沃沮についても同様であったのではないかと推測される。なお『新唐書』渤海伝には「挹婁の東半山」「挹婁故地」という表現もある。

(31) 日野開三郎「肅慎一名挹婁(後肅慎)考」(前掲)、四一七ページ。

(32) 旧説では、六世紀後半に越に到着した高句麗使が挹婁⇨肅慎についての情報をヤマトの支配者集団に伝えたことにより、アシハセヒトと肅慎とが結び付けられたと想定したが、それでは余りに間接的に過ぎ現実性に乏しい。本稿のように訂正したい。

(33) 『日本書紀』における肅慎の用法が中国とは時代的に大きくずれているという指摘は、つとに十九世紀ロシアの東洋学者D・ボズネエフの『北部日本とアジア大陸およびロシアの関係史資料』が行っているところとされる(アレクセイ・オクラードニコフ『シベリアの古代文化—アジア文化の一流—』講談社、一九四九年、三九〇—四〇〇ページ)。

(34) 山尾幸久「孝徳紀の東国国司詔の基礎的考察」(『立命館文学』五〇三、一九八七年)、四五—ページ。

(35) 熊田亮介「蝦夷と蝦狄—古代の北方問題についての覚書—」(『東北古史の研究』吉川弘文館、一九八六年)。

(36) 『日本古典文学大系 日本書紀 下』岩波書店、一九六五年、五三〇—ページ。

(37) 樋口知志「渡嶋のエミシ」(前掲)、八四—ページ。

(38) 村上四男「新羅国と報徳王安勝の小高句麗国」(『朝鮮古代史の研究』開明書院、一九七八年)、鈴木靖民「百濟救援の役後の百濟および高句麗の使について」(『日本歴史』二四一、一九六八年)、土橋誠「日本と報徳国の交渉について」(『史想』一九、一九八一年)。

(39) 人名「鞞鞞」(若湯坐鞞鞞「阿志波(婆)世」、『大日本古文书』十一—二二五、三五八、二四一—八二)の流行は、こうした趨勢と関わりがあるのかもしれない。

(40) 渡部育子「律令国家の東北边境政策」(『続日本紀研究』二四六、一九八六年)、酒寄雅志「東北アジアの動向と古代日本」(『新版 古代の日本』二、角川書店、一九九二年)。

(41) 渤海使の一行には交易を目的とする鞞鞞首領が多数加わっていた。大隅晃弘「渤海の首領制」(『新潟史学』一七、一九八四年)を参照。

(わかつき・よしお 京都経済短期大学講師)